



労働移民禁止法の施行をめぐって : 大正一三年の事例を中心に (特集 神戸の華僑)

許, 淑真

(Citation)

社会学雑誌, 7:102-119

(Issue Date)

1990-03-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81010782>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010782>



労働移民禁止法の施行をめぐつて

——大正一三年の事例を中心に——

許 淑 真

一 はじめに

筆者は先ほど別稿にて、「日本における労働移民禁止法の成立」と題する一文を書き^①、明治三二（一八九九）年に発令された勅令第三五二号の立案審議過程を明らかにした。しかし、紙幅に制限されて、施行の情態等に触れることができなかった。本稿では、実施の具体策、流入労働者側の対応、取締りに対する世論及び法令改正への試みなどを明かにしていきたい。

中国人労働者の日本流入が激しくなったのは、大正一〇（一九二一）年からとされている^②。その背景には、中国の社会、政治、生活諸々の不安があったのは言うまでもない。一九二〇年、陝西、華南、山東、直隸に発生した旱害は、五千万の災民を出し、翌二十一年、淮河流域を中心に起きた空前の水災は、災民一億といわれる。

また、一九一九年五四以来、学生始め、工場、商店等の罷工が頻発した。一九二〇年七月に起きた安直戦争は、軍閥混戦幕開けの様相を呈し、軍閥による苛斂誅求は、より激化した。第一次世界大戦期に活況を呈した民族産業は、戦後、帝国主義列強の中国市場支配への復帰強化の危機にさらされ、世界的な戦後恐慌のあおりをうけて、不況に見舞われていた。多くの人が、故郷を離れ、生活を求めて海を渡って行った。日本に限らず、二十一年は、東南アジアへ向けても多数出国している。仏領インドシナを例にとると、一九〇六―一九二一年間では年平均二、四〇〇人の中国人が入国したが、一九二一年一年間の中国人入国者数は、二九、三〇〇人と二倍以上に激増している。ちなみに、一九二一―一九三一年一〇年間の同国への中国人入国者数は、計二二五、〇〇〇人、年間平均一二、五〇〇人である^③。

中国人の日本入国に対する取締りは、大正一三年になっ

て、一段と強化された。大正一二年の関東大震災時に、一時帰国した華僑の日本再入国に乗じて、出稼ぎの労働者が紛れ込んでいると判断されたためである。従つて、本稿は、大正一三年の事例が中心となる。又、本稿は前掲拙稿の続編となるもので、前編と併せて一読いただければ幸いである。

本稿で問題とする労働移民禁止法は、下記の勅令第三五二号と施行細則内務省令第四二号から成っている。

勅令第三五二号

第一条 外国人ハ条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル者ト雖従前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住、移転、營業其ノ他ノ行為ヲ為スコトヲ得但シ労働者ハ特ニ行政官庁ノ許可ヲ受クルニ非ラサレハ従前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ又ハ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ス

第二条 前条第一項但書ニ違反シタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス付則

第三条 本令ハ明治三二年八月四日ヨリ施行ス

第四条 明治二七年勅令第一三七号ハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス

省令四二号

一、明治三二年勅令第三五二号第一条ノ行政庁ハ庁府県長官トス
二、明治三二年勅令第三五二号第一条ノ労働者ハ農業漁業鉱業土木建築製造運搬挽車仲仕業其ノ他雜役ニ関スル者ヲ云フ事但家事ニ使用セラレ又ハ炊爨若クハ給仕ニ従事スル者ハ此限ニ在ラ

ス

三、労働者ニ与ヘタル許可ハ庁府県長官ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ之ヲ取消スコトヲ得ル事

上記勅令の中で、条約により居住の自由を有するのは、改正条約により、内地雜居が許される条約改正国である欧米諸国の国民を指し、慣行により、内地雜居が許されているのは、韓国のように領事裁判権を有しない国民を指している。清国人は、日清戦争によって、日清修好条規（一八七一年、明治四年）以来、相互に保持していた領事裁判権を喪失し、戦争中は、交戦国国民として、防諜的な意図を含んだ取締り法案―勅令第一三七号⁴によって規制されていた。戦後処理も終わり、これに代わるものとして、勅令第三五二号の発令となったのである。該勅令は、歴史的な日本の外国人に対する受容の態度を、より明確に示したものである。すなわち、長崎貿易以来、日本では、常に日本の社会構成上、空白な部分にのみ外国人の進出を許容してきた。中国人に就いて言えば、各時代に、その時代の日本の需要に対応可能な社会的、経済的背景を有する幫、言い換えると、特産、特技や人材を持っている地方の出身者が進出を果たし、日本において勢力を伸張するのである。このことに就いての詳細は、別稿に譲るとして、特産も特技も有しない外国人、つまり単純労働者に対して、明治政府は、

改正条約発効（一八九九年）後の内地雑居に伴って、予想されるその大挙流入を、勅令第三五二号に依って未然に防いだのである。前掲拙稿で指摘したように、当時、単純労働者の流入を禁止する原因は、大略二つあったと考えられる。一つは、「文明」の問題であり、もう一つは、労働力の問題であつた。詳細は、拙稿にあるので繰り返さないが、勅令第三五二号は、「文明的」な西洋との条約発効を目前にした明治日本が、「非文明的」な東洋に対して、その受容態度を明らかにしたものである。日本は、その「開明を待て共に亜細亜を興すの猶予ある可らず、寧ろ、其伍を脱して西洋の文明国と進退を共に」しなければならぬのであつた。

勅令発令後、いま尚混迷する中国の情勢に対して、内藤湖南の『支那論』（一九〇三年）にみられるように、列強連合して政府機関を作り、中国を共同管理したほうが中国人にとって最も幸福だと唱える人も現れ、「非文明的」な中国という認識は、日本社会に広まっていた。労働力に就いても前稿にあるので、詳細は避けるが、明治大正昭和を通じて、一九六〇年代の労働力不足の時期がくるまで、戦時中の一時期を除いて、日本国内においては、常に労働力過剰だった。特に、農村から都市へ流入した労働力は、日雇い人足や車挽、土木作業員などに流れ、外国人単純労働者移入禁止の業種として施行細則に挙げられている。しか

も、都市下層社会の重要部分を占める車挽は、勅令成立当時に比して、失業する者が続出していた。明治一五（一八八二）年、新橋―日本橋間鉄道馬車開業につづき、明治三〇（一八九七）年、電車開通や自転車の普及によって、人力車数は激減し、明治三一（一八九八）年に四万余人あつた人力車夫は、大正元（一九一二）年末には、一万八千余となつて、遂に東京市から漸次駆逐される趨勢を示していたからである。交通労働者としての安定性は、もともと堅固ではなかったが、これによって、他の失業形態である日雇労働市場へ横滑りに投入される傾向となつた。労働市場は、外国人の参入を許容出来る状態ではなかつたのである。

今日問題となつている外国人労働者の不法就労の法的根拠は、この勅令であるが、当初は、清国人を対象として立案審議可決されたものであつた。しかし、清国人と明示することは、対清感情上面白くないので、広義の文字を撰んで、「条約若シクハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住及営業等ニ関スル件」とした。従つて本稿で問題とする取締りの具体策も清国人労働者を対象としている。勅令施行に当たつて、摩擦を回避するため、改正も試みられたが、採択には至らなかつた。以下第二節で先ず、不法入国の実態及び対策を見ていきたい。

在留支那人大別表（大正13年7月現在）

種別	居住地別		計
	旧居留地 雜居地	旧居留地外	
営業者			
貿易商	249	431	680
呉服行商	36	1266	1302
雜貨行商	2	194	196
傘行商	—	208	208
料理営業	24	151	255
理髮営業	29	198	227
飲食店営業	9	111	120
裁縫業	98	2	100
其他	226	514	740
計	673	3155	3828
労働者			
料理職人	144	1365	1509
理髮職人	186	1770	1956
仕立職人	315	150	465
藤細工職	119	33	152
ペンキ職人	103	2	105
土方仲仕人	5	955	960
僕婢	267	95	362
其他	174	228	402
計	1313	4598	5911
其他			
学生	5	916	921
銀行会社商店員	877	504	1381
無職ノ家族	2759	1548	4307
其他	98	83	181
計	3739	3051	6790
合計	5725	10804	16529

備考：種別ノ小別ハ百名以上ノモノノミノ業種ヲ掲ゲ
百名以下ノモノハ其他ノ中ニ一括セリ

筆者註：數値は原資料のままとした。

二 不法入国の実態及び対策

不法入国取締りの実態を調べていると、当局と不法入国者のイタチごっこであることがよく分かる。それは、現在に至るまで、繰り返されているような気がしないでもない。昨今は、就学生が問題になったかと思つたら、偽装難民が表面化し、最近では、日本の人手不足につけ込んで、合法的に研修生として、日本企業に、直接郵便で労働力を売り

込む組織が中国に誕生しているという⁽⁹⁾。大正一三年の場合、内務省警保局外事課の調査（同年四月）によると、違法入国には、次の手口があった⁽¹⁰⁾。

（一）、既に違法入国した者に対して、帰国を勧誘すると、帰国すると称して隣接府県に転入、依然労働に従事する。甚だしい者は、氏名年齢を改称する。中には、台湾人、朝鮮人を詐称して、労働に従事する。当局の懇諭に基き帰国したものは、殆ど皆無の状態である。

（二）、違法渡来者の中には、各種の行商、その他の要件

に名を借りる者、他人の船荷証券を携えて、あたかも自己の商品のごとく装う者、航行中、船客より金銭を借り受け、それを提示する者等々。

当局が、問題としたのは、商人や行商に名を借り、入国後労働に従事するものである。同年一月、内務省社会局の調査によると、大正一三年七月末現在における在留中国人の総数は、一六、五二九名、職業別に見ると、別表の通りとなる。

各種営業者三、八二八名。学生、銀行、商店員、無職の家族等の合計六、七九〇名。労働者は五、九一一名、約三五%を占め、第一位にある点を、当局は問題にしている。その業態は、理髪職人一、九五六名、料理職人一、五〇九名、土木・仲仕人夫九六〇名、洋服仕立て四六五名などとなっている。理髪、料理、洋服仕立てなどいわゆる三把刀業は、中国人に使用され、主家に居住している。しかも、いわゆる労働者とは、需要先が異なる。従って日本人との交渉が希薄で、問題とならない。だが、営業者の内、呉服行商は、全国に分布して、その数一、三〇三名を数え、更に、傘、雑貨、売薬、ひすい、扇子等の行商も加えると、一、七六四名となり、各種営業者の約半分を占める。彼らは、「親方と称する者に率いられ、狹隘なる家屋に多数共同生活を為し、粗衣粗食且不潔にして、賭博を好むもの多く、風紀上、公安上弊害少なからざるものあり、而も、商

売面白からざるに於ては、直ちに自由労働者に変ずる傾向ありて、最も注意を要するものあり」とされた。⁽¹³⁾土工、仲仕人夫、炭坑夫などは、日本人労働者と労働場所が共通なので、その生活状況は、前掲下級行商人と大差無く、寒心に堪えないものであると指摘されている。

以上の事情に鑑み、内務省警保局外事課は、実情把握のため、各関係府県に対して、その取締り法及び意見を徴した。その結果、以下の通りであった。⁽¹⁴⁾

支那人労働者認定標準トシテ実行中ノ方法：

(一)、骨格、手足、容態、動作、服装ヨリ見て、労働者ノ観アル者ハ、経歴其ノ他必要ナル推問ノ結果、職業ヲ判別ス。筋骨労働者ハ一般ニ比シ、手足ノ発達著シク、掌面、趾裏等ニ固有ナル特徴ヲ有ス。労働者ハ通常浅黄色又ハ黒色ノ木綿服を著シ、皮膚頭髮不潔ナリ。言語動作ヲ其職ヲ異ニスルニ從ヒ、各異レルモアリ。(実行県：神奈川、大阪、兵庫、山口、福岡、長崎)

(二)、携帶品

何人モ相当ノ目的ヲ有スル以上ハ之ニ備フル用意アルカ故ニ、其ノ携帶品ノ検査ニ依リ、職業ヲ判別スルコト多シ。特ニ漫然渡来スル労働者ノ如キハ、彼等独特ノ簡易生活ヲ営ム為ニ、日常必需品タル夜具、茶碗、土瓶、労働用具ヲ所持ス。行商人ト称スル者ノ中ヨリ労働用具ヲ発見スルコト多シ。又所持ノ往復文書ニ依リ、本邦在留労働者トノ連絡関係ヲ看破ス。(実行県：同上)

(三)、学力、智力ニ依ル認定

労働者ノ多クハ無学文盲ニシテ、自己ノ姓名ヲ書スルコト能ワサルハ勿論、甚シキニ至リテハ、姓名ヲ知ラサル者アリ。商人ト称スル者ニ対シテハ其ノ商業上ノ智識、既往ノ経歴、将来ノ方針等ヲ推問ス。殊ニ商業ヲ目的トスル者ハ、大体多少日本語ヲ解スルヲ常トスルガ故ニ、此点ニ関スル試問等ニ依リ、真相判定ノ資トス。(実行県…兵庫)

(四)、出身地及行先地

從來ノ経験ニ徴スルニ、浙江省温州人ハ筋肉労働者多ク、江蘇省ハ理髮、洋服仕立職、広東省ハ料理職、福建省福州ハ大工、山東省ハ鋸止職人多シ。行先地ニシテ大阪市岡町、東京三河島、名古屋御器所町方面ニ向フ者ハ労働者ナリ。(実行県…神奈川、大阪、兵庫、山口、福岡、長崎)

(五)、提示金

労働者ノ多クハ提示金ヲ故ラ正額二百円ヲ所持スルモ、他ニ端錢ヲ有セサル者多シ。如斯ハ他ヨリ一時融通ヲ受ケタル者ナリ。屢金錢貸借関係書類ヲ発見シタル例アリ。又提示金ヲ所持セス且確實ナル身引受人ナキ者。(実行県…大阪、山口、福岡、長崎)

(六)、漫然来日シ目的不確実ナル者、特ニ本邦何地何某ニ雇傭セラレタルモノナリト称スルモ、証スヘキ書類ヲ有セサル者、知人アルト称スルモ、其ノ所在ヲ知ラサル者。(実行県…長崎、福岡)
(七)、商品又ハ之ニ代ルヘキ船荷証券ヲ有セサル者、或ハ之ヲ所持スルモ少量ニシテ商人ト認メ難キモノ、船荷証券ノ発行日古ク再使用ヲ企テタルモノ。(実行県…福岡)

(八)、海員手帖ヲ有スルモ上陸後労働ニ従事スル顯著ナル疑アル者。(実行県…福岡)

(九)、右事項中、最モ重ヲ置クヘキ事項

骨格、手足、言語、動作、携帯品ノ検査、出生地、行先地等二重ヲ置クモ、常ニ虚偽ノ言動ヲ弄スル支那人ニ対シテハ、其ノ場合ニ応ジ、機宜ノ方法ヲ要スルヲ以テ軽重必スシモ常ナラス。(実行県…神奈川、大阪、兵庫、長崎、福岡、山口)

前記の措置から、当局が勅令を実施するための苦心の程と各地対策の不統一なことが伺われる。人権に関わるような、又、主観に左右され易い面も多々含んでおり、反発は必至である。制度の不備は、取り締まられる方にとって万般方策をたてる余地が残されていることになる。以下は、労働者不法入国摘発の実例中顯著なものである。

(1)、本国にて提示金二〇円を借り受け、上陸と同時に一割の利子をつけて送還する。

(2)、船内にて、同国人から、所持金を一時借り受け、検査時に提示する。上陸後波止場にて返却する。(船客の中には、ボーイを通じて、六人に各自金百円を貸付、検査終了後、一人に付一円の報酬を取っていた者もいた。)

(3)、上海等本国にて、運送屋に依頼して、日本に送付する船荷証券を、一部に付五円ないし一五円にて借り受け、検査時に提示する。

(4)、幼時両親と共に、中国に渡航した日本人と詐称する。

(5)、船員となって乗り組み、着岸後、ひそかに逃走する。

(6)、行商人を装う。

不法入国者のなかで、最も多数に上り当局を困惑させたのは、行商人を装う者である。当局は、その携帯する商品の過少、携帯品の中に労働用具、労働用衣類、大工道具等を隠匿していることにより、労働者であることの基準とした。

日本に於ける行商人の大多数を占めるのは、福建省臨海の一寒村——福清県出身者で、東南アジアなど海外出稼ぎの盛んなところである。福清人の日本行商は、長崎弁銅時代が始まる。福清は元来海商の地で、初期長崎弁銅貿易では優位に立っていたが、幕府の貿易制限策として発令された正徳新令（正徳五、一七一五年）によって、幕府の主要輸入品目である生糸・絹織物の産地である江浙商人に、信牌（ライセンス）を優先的に割り当てた結果、福清商人は、弁銅貿易からの撤退を余儀なくされた。しかし、操船技術を買われ、弁銅船の下級船夫として、生きる道は残された。船夫として、許容範囲の個人的な積荷を、上陸後、行商の商品としたのである。¹⁵このような背景からも伺えるように、本国で商品を仕入れる資本力に乏しいため、商品の多寡で判定すると、全員が不法入国となる。この点から言っても、法令実施の困難さがうかがえる。

所持金の提示にも問題があらう。自己資金か借り受け金の判定基準が曖昧である。言語、動作、出生地などに至っては、判定の基準となるのは、いかなるものだろうか。しかし、厳しい取調べにも関わらず、また、摘発されて帰国旅費にも窮するにも関わらず、渡航して来る労働者は後を絶たなかった。一船で一五〇名の摘発例もあった。¹⁶内務省当局の調査によると、大正七年より大正一三年の七年間に、各種行商から労働に転業した中国人は、計九七〇名であった。この間の無許可労働の中国人被発覚者は、計二、二二六名、大正一〇年の一、〇九四名をピークに以後激減し、取締りが強化された一三年は僅か五〇名となった。¹⁷

三 抗議及び世論

嚴重な取締りに対して、中国側から抗議が相次いだ。中国政府は、大正一三（一九二四）年八月までに前後七回の抗議をしたが、日本側は、いずれも勅令により、外国人労働者は、地方官憲の許可を得るべきものである¹⁸ので、抗議のいわれはないと退けている。

中国政府の抗議のポイントは、大略次の三点である…。

(1)、日本行商人の中国に於ける行商と対比して

(2)、行商と技術者の相違について

(3)、条約に基づかない取締り

代表的なものを以下に見てみよう。

大正一一（一九二二）年四月一七日付、駐日馬廷亮代理公使より外相内田康哉宛の抗議では、中国の雨傘及び石器行商人の上陸禁止に関して、日本人が、中国に於て仁丹や煎餅その他小間物を行商するのと同様ではないかと、鋭く指摘した。¹⁹

同一日では、鏝止商恵文節の苦情に基き、茶碗修理は、労働者でないとして、第一に、何故日本は、技術者と行商人を追放するのか、第二に、かくのごときは、国際信義にとるものではないかと抗議している。外務省は、技術者と言うが、茶碗の焼きつぎや理髪渡世をしている程度のものを技術者とは認め難い。米国でも、裁縫師や理髪師は労働者と見なされている。傘の三〇四本や反物二〇三反を背負う者は、救助の虞ある者であると抗議を退けた。²⁰ここでは、行商及び技術者の定義に関する日中間の相違が見受けられる。ただ、行商に関して言えば、抗議にもある通り、中国国内にも零細な日本行商人が各地で見られたのである。日本側の対応に業を煮やした中国側は、条約に基づかない点を以って抗議することとし、その旨代理公使廖恩壽に訓令した。同年六月二七日、同代理公使より内田康哉外相宛の抗議文は下記の通りである。：

「奉本国外交部令開、吾国与日本向未訂立禁工条约、日本政府自不得依拠其本国労働勅令取締、對於赴日華商輒施

以嚴勵之抑制、相応令仰代弁、向日政府拠約力争、務將禁止華商入口禁令取消、以維商業為要。²¹」

日本の取締りが条約に基づいていないと言う指摘は、以下に述べる上海總商会の抗議にも見られる。

上海總商会（会長宋漢章、副会長方積蕃）は、大正一三（一九二四）年五月一三日、神阪中華会館より要旨次のような書簡を受領した。²²関東大震災当時、在日華商は、資金を集め、該地同胞を救助、帰国せしめた。爾来、京浜の商業ようやく復興し、帰国中の同胞も未回収の債権を収集し、旧業を回復するため乗船入国するや、水上警察に禁止されるはめとなった。当初は、三〇円の所持金があれば、上陸を許可されたが、幾ばくもなくして、百円に増額し、遂に、百円を有しても上陸を阻止された。上陸するためには、必ず商号、船荷証券、商用取引書類、提示金等を必要とし、不備の者は、抑留されたり、原籍に追い返されたり、屈辱に堪え難きものがある。本会は、同胞の心中を察し、保証し上陸せしめたが、本日またまた、県庁により下記の苛令八箇条²³が加えられ、この保証をも禁止するに至った。

身元引受条件一号

一、労働ニ従事セシメサルコト（料理人ナル場合ハ他ノ労働ニ従事セシメサルコト）

二、上陸当時ノ雇主以外ノ者ノ雇人トシテ勤務セシメ又ハ転職セ

シメサルコト

三、本人ヲ雇入レタルコトニ依リテ同一又ハ類似ノ目的ノ為ニ使用セル従前ノ雇人ヲ解雇シ又ハ転職セシメサルコト

四、本人ヲ解雇シ又ハ勤務ヲ変更セムトスルトキハ予メ当庁ノ許可ヲ受タル場合ノ外即時所轄警察署及神戸水上署ニ其ノ旨届出テ本人ヲ帰国セシムルコト但シ帰国ニ要スル費用及帰国迄本人ニ要スル一切ノ費用並本人ノ義務ニ属スル一切ノ債務ハ引受人ニ於テ負担スルコト

五、本人逃走シ死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキハ五日以内ニ所轄警察官ニ届出ツルコト

六、本人ノ住所氏名及国籍等ニ変更ヲ生シタルトキハ直チニ所轄警察官署ニ届出ツルコト

七、官憲ノ要求アルトキハ旅費其他本人ニ関スル一切ノ費用ハ小生ニ於テ負担シ即時帰国セシムルコト

八、疾病其他救助ヲ要スルニ至ルトキハ引受人ニ於テ相当手当ヲ加フヘキハ勿論若シ本人力在邦中救護ノ為ニ又ハ本人ヲ捜査スル為ニ要スル一切ノ費用ハ引受人力承諾シタルモノナルト否トニ拘ラス引受人ニ於テ負担スルコト

神阪中華会館の書簡に接して、上海総商会は、直ちに翌一四日、日華実業協会（会長洪沢栄一）宛抗議の書簡を送った。

第一に、清末修好後、日本人民の中国に来る者、下は手に薬箱を提げた小商人から理髪師のごとき職人に至るまで皆一視同仁、条約に従い保護を加えないものはない。日本

に於て中国人民に制限を設けるのは不当である。

第二に、経済提携の説は、貴会設立の主旨であるが、いわゆる提携とは、其実際は、只日本人士が合併事業を以つて名となし、中国に於て種々の利権を獲得するにあつて、中国人民が日本に行つて商工業を経営するものには、条約以外の制限を施している。言論と事実と相反している。

第三に、米国の移民禁止について、日本の有識者は、均しく有色人種を偏視し、正義に反するものとしてゐる。日本が同境遇にありながら、これに倣うとは更に不当である。ましてや、米国は、中国人労働者を禁止するのに先ず労働者禁止条約を締結している。⁽²⁴⁾ 日中間には、特に労働者入国禁止の条約がないではないか。光緒二九（一九〇三）年締結の条約に照らせば、労働者商人均しく努めて優待すべき明文がある。⁽²⁵⁾ もし、明治勅令をもつて依拠とするならば、国内法令をもつて国際条約を取り消せることになる。ならば、中国が、日本に許与した諸種の権利は、総て法令をもつて制限してよいことになる。⁽²⁶⁾

これに対し、日華実業協会は、先ず、不正入国の例を挙げ、近時中国経済界緊縮の為、中国人は、就職の機会を得られず、生活困難の結果、種々の犯罪が増加する傾向にあることを指摘した。さらに、これら不正手段の防遏と治安維持の見地より相当の取締りを設けるのは、両国の条約に抵触しないと回答した。⁽²⁷⁾

中国人労働者の支援団体も日本国内に設立された。僑日共済会である。中国の留日学生總會や中国基督教青年会の有志、中国人労働者ブローカーなどのほかに、日本人では、救世軍労働寄宿舎主青木賢次郎などが主体となっており、善意と打算混淆の団体といえる。会址を東京府下大島町に置き、労働者を止宿させている中国人宿主、商人からは特別会員として年五円、労働者からは普通会員として年五〇銭の会費を徴収、横浜在住中国人より金三百円の寄付などに依って会を維持していた。設立の時期は不明であるが、一時中断され、大正一三（一九二四）年二月に復活された後は、駐日汪榮宝公使より五千元、浙江同郷会より五百円、会費から千円の収入を得た。²⁸同年五月共済会は、渡来労働者多数地域—温州の同郷会宛に書簡を送り、日本に於ける華僑労働者の不遇と日本の経済不況を訴え、当分来日を見合わせるよう勧告した。²⁹同年八月同会協理張振漢は、帰国して、外交当局に対し、（一）、日本における労働者の入国の実情を報告、（二）、上海に渡日者検査所設置を建議、（三）、経営難を訴え補助金の下付を請願した。（一）に就いては、政府より更に日本政府に抗議することとし、（二）は、当局並び到北京官界方面より大なる賛成を受け、検討の上決定することとなった。（三）は、とりあえず、国務院及び顧維鈞氏より各千円を交付することが決定された。

上海に渡日者検査所設置の議は、大正一三年五月中国外交部銭秘書官が、矢田上海総領事に語ったところによると、近々横浜副領事孫士傑が帰国して政府と打ち合せする筈だとのことであつたが、検査所は、実際には設置されなかつた模様である。なぜならば、大正一五（一九二六）年六月七日、上海財界の重鎮である虞洽卿も日本視察団団長として来日、木村鋭市アジア局長を訪問の際に、同様の主旨を述べている。即ち、上海に民間機関、日本に支部を設置して、渡来者の身分証明を為し、居住営業、不正入国取り消しを受けた者の本国帰還の世話にあたらせたい。これに対し、木村局長は、公使館の立場も考慮に入れるべきであり、細目には相当考慮が必要であると回答した。³¹共済会の活動は、会長である鉄道教習所学生邢樸の悪評（日本側の調査によると、本名周恭壽、上海居住時、銀五〇元を拐帶逃走し、懸賞捜査中の者、日本留学一年間の学校出席日数三日）と会費私消によって、会計報告が為されなかつたため、後任会長の選出に支障をきたし、会務の推進は難航した。³²留日華僑聯合会も会合を重ね、対策を討議した。会長林文昭は、再三外務省に赴き、渡来中国人の待遇改善を訴えた。又、大正一三（一九二四）年五月五日午前一〇時を期して、中国人留学生四〇〇名、商工労働者六〇〇名計千名のデモを計画し、外務省に決議文を渡す予定であつたが、五月二日中国代理公使周珏に計画を述べたところ、外交ルート

を通じて抗議をする故、デモは中止するよう勧告された。⁽³³⁾

留日学生総会は、大正一三年八月一二日、二〇〇名の行商及び労働者が日本官憲の家宅捜査、裸体検査、暴行に遭い、一五日、一部が伊予丸にて上海へ送還され、一部は、尚拘留中である旨、一九日付で中国全国各新聞社宛に打電し、全国公私各団体に転送を要請した。⁽³⁴⁾

上記の打電のみならず、中国の新聞は、中国通訊社電や帰国者談として、しばしば日本に於ける中国人労働者問題を報道した。数次に及ぶ中国人労働者の送還についての報道の外、日中両国労働者の格闘なども報道された。例えば、横浜子安の土木工事をめぐって、雇主が賃金の高い日本人労働者から賃金廉価な中国人労働者に切り替えたところ、双方三〇〇余名が、横浜市高島貨物駅にて大格闘となり、双方に負傷者多数が出たことなどである。⁽³⁵⁾

日本の駐外使節からも現地の世論が続々打電されてきた。米國ポートランド領事武田円治から外相内田康哉宛の書簡によると、八月一八日付当地の新聞〈International News Service〉は、「若し日本が支那労働者を送還せるが如き手段を米國に於て執るに於ては、沿岸日本人は隻影を止めざるに至るべし」とあった。⁽³⁶⁾

日本の新聞は、「東京朝日」が、大正一一年三月一五日付で、東京神田、本郷、下谷、千住方面に陶器、鋸止、左官、土工、掃除夫がいるという前日の報道に続き、「わず

か一七〇人の在住支那人労働者に、政府は退去の命令を下しつゝある。これが三百万の人口を有する世界の一等国と自称する日本の首都の出来事だノ之で加州問題や、移民の自由、人種の平等を世界の面前で論議主張して来たのが恥かしい。日本政府は、これでその権利を完全に抛擲したものだ。吁」と政府の措置に批判的であるのに対し、同二二日「時事新報」は、〈North China Daily News〉の報道を引用して、「……今回、日本当局が執りし態度は、日本目下の経済状態が不景気にして、未熟なる支那労働者を容る、余地無く、返って、彼等を窮乏に陥らしむる恐れある為め、支那労働者自身の利益と保護の爲になしたるものにして、決して支那人に対してのみ故無く上陸を禁止するものに非ざる可しとの意味を述べ居れり」と政府の答弁のような記事掲載している。

中国では、二一箇条要求以来の反日運動と日貨ボイコットが続いており、中国人労働者排斥は、「公然排華」⁽³⁷⁾と取られ、反日運動に油を注ぐ結果になったことは否めない事実として指摘しておく必要があろう。

四 法令の整備及び改正

勅令第三五二号及び省令第四二号発令後、内務省は、訓令第七二八号を各庁府県長官宛に発令、要旨以下の通り訓

令した。⁽³⁸⁾ 勅令及び省令は、主として清国労働者を取り締まる主旨であること、即ち彼らは、風俗を紊す虞があること、国内労働者と競争の結果、軋轢を生じ、産業社会に紛擾を来し、公安秩序を害すること、故に、省令第二条に該当する者（農業、漁業、鉱業、土木、建築、製造、運搬、挽車、仲仕業その他雑役に關する労働に従事する者）は総て、従前の居留地及び雑居地以外に於て居住し、その業務を行うことを許可してはならない。又、家事、炊爨、給仕等の雑役はこの限りではないが、当分の間は、一々内務大臣の指揮を待つて許可すること。無条約外国人および無籍外国人は、従来の経験から、制限を厳にしくなくとも、取締り上差し支えない故、許可を願ひ出る者があれば、公安もしくは風俗を害する虞がある者、あるいは、居住後自活の途がない者でない限り、総て許可せられたし。

以上の訓令から次のことが指摘されうる。

(1)、勅令では、單純労働者の入国について、行政官庁の許可という道を残したが、上記訓令では、総て許可してはならないと通達している。施行の当初から、立案者の主旨が活かされていないことが分かる。

(2)、タイトルの如何に関わらず、勅令は、あくまでも清国人を対象としており、無条約国人、無籍国人の入国に關しては、さほど問題としていなかった。

大正元（一九一二）年十一月十六日、内務省は各庁府県

長官宛、以下のような訓令第一九号を發令した。⁽³⁹⁾ 中国人で雑役労働に従事する者は、訓令第七二八号に依り、出願の時に、内務大臣に稟請の上、処理していたが、自今、理髮業者、料理業者に限り、稟請を要せず、地方長官においてただちに可否を決定して差し支えない。これ以後、理髮業者及び料理業者の入国に關して、その可否決定は、地方長官の権限となつたのである。

大正七（一九一八）年一月二四日になると地方長官は、更にもう一つの権限を与えられた。即ち、内務省令第一号「外国人入国ニ関スル件」⁽⁴⁰⁾（全五条）を以て外国人の入国に關しての基準を定め、地方長官の判断において、日本への上陸を禁止することが出来ることとなつた。これ以降各地方において、本稿第二節で述べたように、より詳細な個々の基準を設け、取締りに従事したのであつた。

上記内務省令第一号「外国人入国ニ関スル件」は勅令第三五二号と共に外国人入国取締りの法令として長らく機能した。該省令の制定には、前年（大正六年）二月五日の米国民法（二三八条）成立という背景があることを指摘しておく必要がある。⁽⁴¹⁾

以下にそれを挙げてみることにする。

外国人入国ニ関スル件（内務省令第一号）大正七年一月二四日

第一条、本邦ニ渡来スル外国人ニシテ左記各項ノ一ニ該当スト認メル者ハ地方長官（東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ倣フ）に於テ其上陸ヲ禁止スルコトヲ得

一、旅券又ハ国籍証明書ヲ所持セサル者

二、帝国ノ利益ニ背反スル行動ヲ為シ又ハ敵国ノ利便ヲ図ル虞アル者

三、公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル虞アル者

四、浮浪又ハ乞丐ノ常習アル者

五、各種伝染病患者其他公衆衛生上危険ナル疾患アル者

六、心神喪失者心神耗弱者貧困者其他救助ヲ要スヘキ虞アル者
前項第一号ノ旅券又ハ国籍証明書ハ本人ノ写真ヲ添付シタル者ニシテ本官庁ノ発給ニ係リ且本邦上陸前一ケ年以内ニ在外帝国大公使又ハ在外帝国領事館ノ査証ヲ経タル者ニ限ル

第二条、帝国ノ臣民ノ入国ニ関シテ旅券又ハ国籍証明書ノ提示ヲ必要トセサル国ノ臣民又ハ人民ニ付テハ特ニ前条第一項第一号ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得

第三条、本邦ニ渡来スル外国人ハ当該警察官吏ノ請求ニ応シ旅券又ハ国籍証明書ヲ提示シ又第一条第一項各号其他必要ナル事項ノ調査ニ関スル推問ニ対シ真実ナル陳述ヲ為スヘシ

第四条、前条ニ違反シ又ハ他人ノ氏名ヲ記載シタル旅券又ハ国籍証明書ヲ使用シ若クハ虚偽ノ方法ニ依リ旅券又ハ国籍証明書ノ査証ヲ受ケタル者ハ地方長官ニ於テ上陸ヲ禁止シ又ハ帝国領土外ニ退去ヲ命スルコトヲ得

第五条、本令ノ規定ハ帝国ニ駐在スル外国大公使館員外国領事官領事館員並ニ其家族及外国政府ノ公務ヲ帶フル者ニ之ヲ通用セ

ス帝国港湾ニ寄港スル外国船舶ノ乗組員ニ付亦同シ

附則

本令ハ交付ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ旅券又ハ国籍証明書ニ関スル事項ハ大正七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

前項但書ノ期日ニ於テ本邦渡来ノ途中ニアル外国人ニシテ本令第一号ノ旅券又ハ国籍証明書ノ発給又ハ査証ヲ受クルコト能ハサル事由アリト認ムル場合ニ於テハ本令第一条第一項第一号ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得

翌一月二五日付、日本外務省は、第二条の主旨について中国外交部宛、照会を出している。即ち、中国は、日本臣民の中国入国に関して、旅券又は、国籍証明書の提示を必要としないので、中国人民の日本入国に関しては、同様の措置が採られる。これに対して、一月二九日中国政府は、これを了承した旨返電した。⁴² 中国人は旅券又は国籍証明書の提示を免除されたが、前述のように、第一条第一項に依って厳しく取締られた。実際に、一月二五日、各府県長官宛の内務省次官通牒「外国人入国ニ関スル省令取扱方」では、清国人は、省令第一号第二条に該当するけれども、第一条第一項各号の該当者については、一般外国人の例に依って取り扱うべきであると指示している。⁴³ 嗣後、中国人の入国は、第一条第一項六にある「貧困者その他救助を要する虞ある者」として、拒絶される者が続出した。その結果、中国に於ては、日本官憲の態度を

非議し、不平不満を唱える者や日本の中国人労働者に対する措置を論議する報道が為された。日本に於ても、中国における排日派の日本攻撃に利用される虞があると懸念する者や米国議会における移民法案問題に関連するとして、事態を憂慮する者が出た。日本の駐華公使（芳沢謙吉）も亜細亜局に対し、日本官憲の態度が苛酷に失するものがあることを訴えた。⁴⁴

以上のことから、外務省では、従前の方針に従い、料理従業者、理髪従業者、家事使用者または、独特の技術を有する中国人に対しては、国内の労働者を脅威しない限り、入国を許可するなど、寛大な措置に出ることが得策であると説き、実行については、種々討論すべき点があるので、外務内務両省当局において至急具体的方法を協議致したい旨、内務省に申し入れた。

大正一三（一九二四）年一月一七日、この趣旨のもと、臨時条約改正調査委員会第一小委員会及び第七小委員会の合同会議が、法制局長官塚本清治を議長として開催された。第一小委員会の審議事項は、「条約上外国人ニ許与スヘキ職業権産業権ノ範圍」となっており、第七小委員会の審議事項は、「外国人ノ処遇及其ノ労働制限ニ関スル方針」である。同日の審議事項は、五項目あったが、本稿と関係あるのは、以下の二項目である。

（甲）、条約若クハ慣行ニ依り居住ノ自由ヲ有セサル外国

人ノ居住及営業ニ関スル明治三二年勅令第三五二号ハ如何ニセハ之ヲ廃止シ得ヘキカ

（乙）、外国人入国法ヲ制定スルノ要否並ニ現行外国人入国ニ関スル内務省令改正ノ要否

審議事項（甲）及び（乙）に対する消極論として、石原幹事案が、積極論として、川島幹事案が出された。石原（雅二郎）は、内務省警保局書記官、外事課長の職にあつた人であり、一方川島（信太郎）は、外務省臨時平和条約事務局部長兼参事官である。⁴⁵

消極案では、明治三二年勅令第三五二号の主旨は、日華両国の条約上並びに地理上、産業上の関係に基づき、中国人労働者の労働を制限すること、それは、内地労働者の保護を必要とするためであること、その他公安維持の為、風紀維持の為、又衛生保健上の見地から、該勅令は、廃止すべきでないとしている。又、明治三二年勅令第三五二号と大正七年内務省令第一号（外国人入国令）の主旨は、全然異なるものである。即ち、前者は、中国人労働者の内地における労働を制限するものであるのに反し、後者は、一般の外国人の入国の可否を決定するにとどまるものである。入国後の労働者を助ける者がいるのは防ぎ難く、中国人にその例が最も多いとの見解も明かにされている。

ここで指摘しておかなければならないのは、勅令第三五二号と内務省令第一号は、全然異なるものでありながら、

中国人に対してはダブルパンチの作用をはたし、地方の官憲によって、勅令第三五二号に該当する中国人労働者は、内務省令第一号第一条の三、四、五、六にあてはまる者として入国を拒否された。

積極案は、前記の勅令の廃止と外国人入国令（内務省令第一号）改正の必要を説いている。以下は、その理由と提案である……諸外国においては、外国人入国法を制定して、その入国を制限しているが、一旦入国を許可した外国人はその国法の定まるところに従い、居住移転及び営業の自由を有し得る。特に、特定国の或種外国人の居住営業の自由を制限する現行の勅令第三五二号のような法制はない。米国の新移民法は、日本人移民の入国に関し、差別的待遇を規定している。同国において、現に入国後の外国人特に、中国人に対して登録制度を採用、東洋人一般に及ぼさんとし、日本人移民に対してもこれを採用すべしとの説もある。日本にこのような差別的法制があるとすれば、米国に対して有力な抗議を為し得ない。しかし、中国人労働者の内地における労働を制限するのは、社会、公安上、労働問題の見地から必要であるので、勅令第三五二号を廃止すると共に、現行外国人入国令を改正し、そのなかに、中国人労働者の入国を有効に制限するような、一般的規定を設ける。この規定は、列国の法制を参酌し、例えば、持参金の要求、教育試験の実行或は、入国者数の制限等、差し支えない程度に、中国人その他の外国人労働者を一律制限禁止するものを可とする。

要するに、消極案は、一般警察特に労働取締りの見地から、勅令の存続を必要であるとし、積極案は、外交上の理由に基づき、差別的取扱の外観が顕著である勅令を廃止して、これに代わる、余り目だたない新入国法を制定すべきであるとしている。内務省と外務省の立場の相違は、勅令立案審議の当初から指摘されうることであつたが、川島案から伺えるのは、外務省と言えども、社会、公安、労働問題の見地から、中国人労働者の日本に於ける労働を制限する必要があると認めていることである。

結局、中国人労働者取締りに関する法規改正は、成立しなかつた。その理由を外務省は次のように説明している。該勅令と雖も、形式上は、特に中国人のみを差別的に取り扱う趣旨ではないが、実際において中国人の取締りとなつてしまふ。仮に、目だたない取締り法である新入国法を設けても、日本において中国人労働者を取り締まる必要があり、これを有効に取り締まれば、その結果は、結局中国人を取り締まるものとなつて、本勅令と少しも変わらない。必ず再び中国側の不満を招くことは明かである。本件の紛議は、形式をいかに変更しても、実質に変更が無い以上終息することはない。故に、問題は、むしろ従来政府が執つてきた、中国人労働者取締りの大方針を、外交上その他の

理由により、変更すべきか否かにある。右は、いましばらくの事情を考察して、おもむろに決定すべきである。たまたま、最近中国人入国問題が紛糾する事態に刺激されて、早急に新法制を定めると、百害あって一利なしとなる。こうして、法規の改正は、見送られたのである。

五 おわりに

法務省統計に依ると、一九八六年現在、在日中国人八万四、三九七人中、華僑は約二万人余、福清出身者は、約二、二五〇人である。日中両国の地理的、文化的、歴史的関係から見て、二万余の華僑はいかにも過少であり、福清出身者の数は、一寒村出自としては、比率が高く感じられる。筆者の関心はここに始まり、勅令第三五二号に取り組む契機となった。外国人労働者問題が新聞紙上を賑わせるずっと以前のことである。不本意ながら時流に乗ったような二つの文章を書くことになったが、まだまだ筆舌に尽くせないものがあることを認めないわけにはいかない。

本稿第四節でも指摘したように、単純労働者の入国に就いて、立案者は、行政官庁の許可があれば、入国可という主旨であったのが、施行細則内務省令第四二号において、所管行政庁を庁府県長官としたため、内務省から各庁府県長官へ通達する段階になると、単純労働者は、総て許可し

てはならないと訓令された。施行の初期から、問題があったことが明かである。次に、各地各行政長官において、勅令は多様に解釈施行され、法の不統一な状態となっていた。その上、大正七（一九一八）年一月発令の外国人入国令と混同適用されて、一層苛酷なものとなり、取り締まられる側の不信をかき立てた。中国側では、自国民に対するいわれの無い排斥の現れとして、中国各地の新聞に報道され、排日運動を加熱させる結果となった。重大な影響として指摘しておく必要があろう。

中国側からの抗議や、世論に押されて、大正一三年一月に臨時条約改正調査委員会を開催、内務、外務両省から改正案が出されながら、遂に改正は成らなかった。同委員会に於て、川島外務省臨時平和条約事務局長兼参事官が指摘したように、諸外国では、特に特定国の或種外国人の居住営業の自由を制限する勅令第三五二号のような法制はない。これを廃止して、諸国民に適用される外国人入国令を改正し、その中で、中国人労働者の入国を有効に制限するような、一般的規定を設けても、日本に於て、中国人労働者を取り締まる必要があり、これを有効に取り締まれば、その結果は、結局中国人を取り締まるものとなってしまふであらう……。要するに、外交交渉を司り、国際感覚の進んだ外務省も、国内治安維持の責務を負っている内務省も、中国人労働者制限の必要性という認識においては一致して

いた。また、双方ともに早急に新法制を定めることは、百害あって一利なしとみて、討議不十分のまま、法規の改正を見送ったのであった。

ここで、第二次世界大戦中の中国人強制連行を想起するのは、筆者だけであろうか。また、このような討議から半世紀以上経過したいま、尚、日本へ不法入国しなければならぬ中国人が大勢いることも、やりきれない思いにさせられる。中国の政治、社会の不安定は責められて余りあるが、日本側法令の不備なことも指摘されなければならない。明治大正当時、日本は隣国中国の労働者への対応のみに苦慮していれば事足りた。現在では、不法就労者の出身地は、東南アジアから中南米にいたり、もっとグローバルに対応を迫られるようになった。問題は、日本が労働者を受け入れるか否かの大原則に関わっている。昨今は、各界人士がさまざまな立場から論争を繰り広げるようになった。筆者は論議に加わる意思も知恵も持ち合わせていないが、既に指摘した、日本社会の空白を埋めるような受容の仕方は改めるべきであると考え。この問題は、十分討議が為されてしかるべきであるが、国際的に通用する結論の提示は不可避であろう。不十分な討議と回避は、問題を後世に残す事を大正一三年の事例が物語っているからである。

- (1) 布目潮瀧教授古稀記念論文編集委員会『東アジアの法と社会』汲古書院、一九九〇年四月出版予定。
- (2) 外務省外交資料館所蔵外務省記録「大正一三年 帝国労働政策及法規関係雑件」MT.3.7.1.5-1、一頁。
- (3) 企画院編纂『華僑の研究』松山房、昭和一四年、一〇〇一—一〇一頁。
- (4) 前掲『東アジアの法と社会』参照。
- (5) 福沢諭吉『脱亜論』『時事新報』明治一八(一八八五)年三月一六日。
- (6) 横山源之助『日本の下層社会』岩波書店、一九八五(初版明治三一年)年、二五—二六頁。
- (7) 津田真澄『日本の都市下層社会』ミネルヴァ書房、昭和四七年一〇月、一四六—一四七頁。
- (8) 国立公文書館所蔵、枢密院文書目録 2A-15-8 (枢) D-118 「条約若クハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住営業等ニ関スル件会議筆記」明治三二年七月二一日。この会議記録は、東京大学出版会『枢密院会議事録第八巻』昭和五九年、一—三頁に収録されている。
- (9) 読売新聞、一九八九年九月一六日夕刊。
- (10) 前掲外務省記録 MT.3.7.1.5-1、二頁。
- (11) 同右、四二七頁。
- (12) 同右、四二八頁。
- (13) 注11を参照。
- (14) 同右、二—五頁。
- (15) 拙稿「日本における福州幫の消長」『摂大文学』第七号。前掲外務省記録 MT.3.7.1.5-1、一一頁。香港より神戸入港の英国汽船カッサン号。
- (16)

- (17) 同右、一八七一―七三頁の表より。
 - (18) 同右、二五二―二五五頁、吉田駐米代理大使より幣原外務大臣宛書簡。又、外務省外交資料館所蔵外務省記録「大正十一年支那労働者入国取締関係一件」MT. 3. 9. 4. 121より。
 - (19) 同右。
 - (20) 同右、一〇三―一〇四頁。
 - (21) 注18を参照。
 - (22) 前掲外務省記録 MT. 3. 7. 1. 5-1、九七一―一〇二頁。
 - (23) 同右、一七〇―一七二頁。
 - (24) 一八八八年三月二三日（光緒十四年二月一日）Scott Actに基づくワシントンにて締結された「限禁華工条約」は、批准の日から向う二〇年間、中国労働者のアメリカ渡航を禁止するものであったが、アメリカ上院において否決され、双方ともに批准しなかった。
 - (25) 日支追加通商航海条約第九条「日本国政府ハ日本国ニ在ル清国官吏及臣民ニ対シ帝國法律規則ノ許ス限り成ルヘク優遇ヲ与フルコトニ努ムルヘシ」（外務省編『日本外交年表並主要文書 一八四〇―一九四五』原書房、昭和五十一年、二一六頁）。「中国官員・工商人民在日本者、日本国政府亦按照律法章程、極力通融優待」（王鉄崖編『中外旧約章彙編』三聯書店、一九八二年、一九二―一九三頁）。英文は次の通りとなっている。
- Supplementary Treaty of Commerce and Navigation between Japan and China Appendix IX ... The Japanese Government will do its utmost to secure to Chinese officers and subjects resident in Japan the most favourable treatment compatible with the laws
- (26) 注23、九七一―一〇一頁。
 - (27) 同右、二〇五―二〇七頁。
 - (28) 同右、外秘乙第一七一号、二七一―二七八頁。
 - (29) 申報、一九二四年五月一〇日。
 - (30) 注26、外秘乙第九七号、六二―六三頁。
 - (31) 注18、MT. 3. 9. 4. 121、二八六―二八八二頁。
 - (32) 注27を参照。
 - (33) 注2、外秘第八六号、大正十三年五月三日。
 - (34) 杭州報、民国一三（一九二四）年九月二日。浙江日報、同年九月三日。MT. 3. 9. 4. 121
 - (35) 申報、一九二三年二月二三日。
 - (36) 注18、MT. 3. 9. 4. 121、大正九年九月七日。
 - (37) 申報、一九二四年七月二日「日本取締華工上陸之反響」。
 - (38) 注2、三七〇―三七二頁。
 - (39) 同右、三七二頁。
 - (40) 同右、三七三―三七六頁。
 - (41) 日本外交文書、大正七年第一冊、外務省、昭和四三年二月、一―三五頁参照。
 - (42) 前掲『中外旧約章彙編』第三冊、一三四三―一三四四頁。
 - (43) 注2、MT. 3. 7. 1. 5-1、内務省秘第二五〇号、三七七―三八〇頁。
 - (44) 同右、九四―九五頁。
 - (45) 校詢社『日本紳士録』大正一四年、五四頁。
 - (46) 同右、二一〇頁。
 - (47) 注2、三五三―三五五頁。